

●旅行開始前のお客様による旅行契約の解除および払い戻し

お客様は、次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

取消日区分

旅行開始日の前日から	30日目-21日目	20%
	20日目-8日目	30%
	7日目-2日目	30%
旅行開始日の	前日	40%
	当日の集合時間まで	50%
旅行開始後の取消しまたは無連絡不参加		100%

上記%は旅行代金に対する料率です。

取消日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいたときを基準とします。

お客様は以下の場合には、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。

その場合、既にお支払いいただいている旅行代金全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払い戻しいたします。

イ 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更内容は旅程保証の対象となる第14項の規定に基づく

「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる重要なものに限ります。

ロ 第5項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ 当社が、旅行開始日の前日までに確定書面をお送りしなかった場合。

ニ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

コロナ感染拡大に伴い、緊急事態宣言や蔓延防止重点措置が発令された場合は、催行中止とさせていただきます。

その場合は、既にお支払いいただいた旅行代金全額を返金させていただきます。